黒潮町告示 第70号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月18日

黒潮町長 大西 勝也

1. 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の告示について

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	10. 1	19. 2
(15.00)	(20.00)	(25. 0)	(350.0)

- ※() は判断基準数値
- ※ 赤字比率は、赤字が生じた場合のみ記載
- 2. 平成25年度決算に基づく公営企業資金不足比率の告示について

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業特別会計	_	令第17条第1号の規定に より事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	_	令第17条第3号の規定に より事業の規模を算定
漁業集落排水事業特別会計	_	令第17条第3号の規定に より事業の規模を算定

※資金不足比率は、資金に不足が生じた場合のみ記載